

平成 29 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会会議録  
 第 2 回岸和田市地域包括支援センター運営協議会会議録  
 第 2 回岸和田市地域密着型サービス等運営委員会会議録

<p><b>【案件】</b></p> <p>(1) 平成 28 年度介護保険事業状況について</p> <p>(2) 平成 28 年度地域包括支援センター運営状況について</p> <p>(3) 地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について</p> <p>(4) 介護保険事業計画について</p> <p>(5) その他</p>	<p><b>【日時・場所】</b></p> <p>平成 29 年 9 月 26 日(火)14:00～16:00        岸和田市役所新館 4 階第 2 委員会室</p> <p><b>【出席委員】</b> 14 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大谷委員・原田委員・出水委員・木村委員</li> <li>・杉浦委員・徳久委員・古石委員・杉本委員</li> <li>・和田委員・太下委員・山本委員・磯辺委員</li> <li>・泉委員・鈴木委員</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川保健部長</li> <li>・横田介護保険課長</li> <li>・石原調整参事・前田(弘)担当主幹・前田(義)担当主幹・濱崎担当長・仲村担当長・太田主査</li> <li>・宇野福祉政策課担当主幹</li> <li>・法橋広域事業者指導課担当長</li> <li>・大浪(地域包括支援センター社協)</li> <li>・三林(地域包括支援センター社協久米田)</li> <li>・休場(地域包括支援センター萬寿園葛城の谷)</li> <li>・西村(地域包括支援センター萬寿園中部)</li> <li>・丸山(地域包括支援センターいなば荘北部)</li> <li>・渡辺(地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷)</li> <li>・計画策定支援業務委託事業者          ジェイエムシー株式会社 有澤・魚谷</li> </ul>
---	--

○寒川保健部長あいさつ

事務局	<p>ただ今から平成 29 年度第 2 回岸和田市介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス等運営委員会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の委員の出席状況をご報告いたします。出席委員は 14 名ですので、岸和田市介護保険事業運営等協議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、本会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の案件に入っていただきますが、この会議は公開となっており、また会議録は後日公表することになります。ご発言の際はマイクを使用いただきますようお願いいたします。それでは会長に議事の進行をお願いいたします。以後の会議進行につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、平成 29 年度第 2 回の運営委員会が開催されました。いよいよ次のステージへ進むことになるかと思えます。平成 30 年度からの計画も含めてになりますけれども、厚生労働省から地域力向上ということで、社会福祉法の第 4 条も改正されました。こういった地域福祉を進めるというような中で、さまざまな問題を、地域力を回復させながら運営していこうという方向になっております。そんな中で、本協議会が開催されているわけですので、どうぞ忌憚のないご意見を賜ればと思っております。案件のほうが大きく 4 つほどございます。順に案件に沿って進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご審議よろしくをお願いをしたいと思います。まず 1 番目のところで、「平成 28 年度介護保険事業状況について」のご報告を、事務局よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【平成 28 年度介護保険事業状況について 事務局より資料説明】</b></p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。平成 28 年度の介護保険事業状況の報告でございます。これについて、何かご質問等あればお受けしたいと思います。いかがでございましょう。よろしゅうございますか。</p> <p>出現率の 21.3%は、泉州圏域では高いほうですね。平均 18%でしたよね。</p>
事務局	<p>そうですね。高いほうになっています。</p>
会長	<p>理由は？</p>
事務局	<p>理由は、他市に比べますと、かなり申請の件数が多いようには思っております。区分変更も結構多いですし、申請していただく中で状況が変わったので、取り下げるといような連絡をいただくケースもあります。その辺は、受け</p>

	<p>付けの段階で精査できればという思いもあるのですが、年度が変わり総合事業が始まっており、要支援の方につきましてはチェックリストを活用いただいている方もいて、今年度に入ってから申請件数自体は毎月 80 件ぐらい、事業対象者に移っておりますので、若干抑えられてきているかとは感じているところ です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。65 歳以上の保険料にはね返ってきますから、その辺りの要因分析は大事かなと思っております。他の委員の方、いかがでございますでしょうか。特に、ございませんか。特に他の委員の方のご質問もないようでございます。また、あれば最後にでもしたいと思 います。次の議題に移らせていただ きたいと思 いますが、よろしゅうござい ますか。それでは、次の議題に入 ってまいりたいと思 います。次の議題「平成 28 年度地域包括支援センター運営状況について」ということ で、資料に基づいて、ご報告をお願いいた します。</p>
事務局	<p><b>【平成 28 年度地域包括支援センター運営状況について 事務局より資料説明】</b></p>
会長	<p>平成 28 年度の上半期の地域包括支援センターのご報告でございます。従来はそれぞれ包括ごとに報告をいただ いていたわけですが、今回から共同で実施する部分 は載せていただ いて、その他のところ、独自の取り組みについては 13 ページ以降で報告をさせてい いただ いているということ で、今報告がありました。報告時、今までだとセンターごとに報告を受けてい ましたが、この形態にした意味は何かありますか。</p>
事務局	<p>前回のときに、計画のほうをさせてい いただ いたということ で、少しでもわかりやすくご説明できたらという ようなことも含めまして、ちょっと変えたこと と、あとは包括会議のほうで、報告を毎月させてい いただ いていまして、その報告を基に今回振り分けて説明ができたらという こと で、少し変えたところ でござい ます。</p>
会長	<p>皆さんに少しでもご理解賜りたいという こと で、工夫をしてこうい う形で、形式を変えて報告をさせてい いただ いたということ でござい ます。今後はこうい う報告になるというふう に理解していいですか。</p>
事務局	<p>一応、もしご理解いただけるのであれば、この ようにさせてい いただ きたいと思 います。</p>

会長	はい、ありがとうございます。今日、少し形式を変えて報告させていただいて、特に何もなければ、こういう形態で今後報告をさせていただきたいということでございます。これについて、何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。
委員	医師会です。相談のところで、いなば荘北部さんの相談のところが、よそと群を抜いて大きくなっておりますが、何かその辺で、確かに高齢者人口も多めで、この高齢化率も高いなど、いろいろな事情があるのかなと思うのですが、よその包括さんと比べてみると、例えば、訪問というのが20倍ぐらいいるとか、来所が少なめとか、いろいろなことがあるのですが、何かこんな事情があるとか、こうしたほうがいいのかやっていますとか、そういうことがあれば教えていただければと思います。
会長	はい、いかがでございましょう。
事務局	はい、いなば荘北部です。まず相談方法のところで、合計が1,154件となっております。訪問の内容が292件となっておりますけれども、こちらのほうは、北部圏域は集合住宅が合計で11カ所集中しているところでありまして、小地域ネットワーク活動の個別見守り訪問という形で、ボランティアさん、民生委員さんとともに、なかなか出てこられない方のところに、個別訪問に同行しているという形になっております。そのため、そこで出てきてくれた方からは、相談を受けたりする形で292件となっております。平成28年度は特に個別訪問、見守り訪問活動に同行する形で力を入れましたので、訪問件数が伸びているという形になっております。その他が157件ありますけれども、北部は独自取り組みといたしまして、ショッピングセンターのほうで、毎月出張相談会を実施しております。その中で毎回2時間程度、ショッピングセンターの中央部分をお借りして2時間程度開けていますが、そこに約20人から30人の相談者さんが毎回来られるという形になっています。そこで、ご相談いただいた方をピックアップしておりますので、その他という形になっております。アウトリーチ型という形で訪問およびその他というところで件数が上がっております。あとは、相談件数が多い特徴をご説明いたしました。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。よろしゅうございますか。いわゆる集合住宅が多く、密集しているということで訪問も当然増えるということになるということでございます。他はいかがでございましょう。よろしゅうございますか。私もあまり地域のことが詳しくないので申し訳ないのですが、その次

	<p>のページ、包括担当圏域別高齢者人口で、浜では 30.5%で高齢化率が高くなっています。その下の光明校区とは 10 ポイントぐらい違いますが、これは何かありますか。</p>
事務局	<p>開発が進んでいまして、光明校区につきましては、若い世代の方がどんどんと住まれていまして、かなりの勢いで住宅が増えております。そのため、高齢化率がかなり低くなっているのだと思います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。若年層が入ってきているということですね。そのことによって、高齢化率が下がっているというようなことでございます。他はいかがでしょう。よろしゅうございますか。牛滝とかの山手のほうの高齢化率は上がっているけれども、サービス利用計画はそんなに上がっていないというのは、昔からのやはり世代間支援といたしますか、昔からの家族体系が残っていると理解していいのかなという感じですか。</p>
事務局	<p>はい、牛滝の谷です。利用率のほうでは、やはり老人会の参加率も多かったり、畑のほうに出ておられるので、体も元気な方がいらっしゃると、地域で世代間であったり、近所同士の付き合いもすごくありまして、そういった形で、お元気という表現は変ですが、活動的で利用率が少ないという形になっております。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。つながりがあると、やはり介護のサービスと結び付かないということかなというふうに思いました。はい、他はいかがでございましょう。報告としては、こんな感じでいただくほうがいいですか。前回からは、形態が多少変わっていますが、委員、いかがですか。</p>
委員	<p>大丈夫です。</p>
会長	<p>なければ、大体この感じで進めさせていただきたいということでございます。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。地域包括支援センターの運営協議会の報告については、まだ何か途中でお気付きの点があれば、最後にでもおっしゃっていただければと思いますが、少し議事を前へ進めさせていただいてよろしゅうございますか。それでは、3つ目のところになります。「地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について」というものでございます。</p>
事務局	<p>【地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について 事務局より資料説</p>

	明】
会長	はい、地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について、今ご説明があったところでございます。これについて、何かご質問等があれば、お伺いしたいと思いますが、地域密着型の2枚目の通所介護事業所の撤退理由は何か出ていますか。
事務局	そうですね、具体的にその事業所の撤退理由は、今はお答えはできないのですが、全般的に、地域密着型通所介護事業所において、廃止理由として多いのが、利用者減による経営困難のため、もしくは法人替えといいまして、設置者といいですか、申請者の法人が替わる場合に関しては、一度廃止を行った上で、審議申請を行うという流れになりますので、大きい理由であります。先ほど申し上げた、利用者減による経営困難と法人替えによる配置審議という形の理由が多いかなということになります。
会長	はい、ありがとうございます。そうすると、現存するところは、一応利用者が確保できて、地域密着型通所介護でそのまま存続しているということですね。
事務局	はい。新規で4件あります。既存で50件あります。
会長	はい、わかりました。というような状況であると。廃止が1件だったということでもあります。何か特徴みたいなどころはありますか。他の自治体と比べて、ここは優れているとか、ここは多くなるとか。
事務局	今回指定で記載させていただいている看護小規模多機能型居宅介護というサービスに関しては、広域事業者指導課自体が、5市1町、高石、泉大津と、和泉市と、忠岡町と、貝塚と、岸和田市のほうで共同処理している課にはなるんですけども、5市1町には今までなかった初めてのサービスになります。堺市さんとかでは、結構事業所があったりとか、珍しくないサービスではありましたが、この5市1町の圏域においては初めてのサービスになりますので、特徴というとそういったところとか、岸和田市のほうで多いサービスとしては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスがあります。これに関しては2事業所ありますが、5市1町の管内ではこの2事業所のみになっており、他の5市1町の中でもこのサービスはないという形になりますので、特徴と言えば、その辺りになるかなと思います。

会長	はい、ありがとうございます。「住んでよかった岸和田」というところで、サービスの多様化があれば、それはそれでありがたいのかなというふうに思います。こういった状況で岸和田市の地域密着型のサービスの事業所が展開されているということでもあります。他はいかがでしょうか。通所介護から撤退しているところはないですね。
事務局	通所介護から撤退ということになると、通所介護は大きく分けて、居宅サービスの通所介護と地域密着型通所介護がありますので、通所介護からの撤退ということ介護保険法上で言うと、定員が19人以上から18人以下になった場合には、「通所介護から地域密着通所介護に替わります」という表現になります。
会長	事業所の数が、実際に少なくなったということではないのですね。
事務局	事業所の数自体に関しては、平成28年4月1日以降に通所介護から、地域密着型通所介護に移行したのは、岸和田市の場合ですと、大体6割程度になるのですが、それ以降、地域密着型通所介護に関して、増えたか、減ったかと言うと、数字がすぐ出ないのですが、新規の指定が廃止より上回っていると思いますので、微増という表現にはなるかなと思います。
会長	はい、特にこういう介護サービス事業所関係のほうが、人員確保が極めて難しいということもあって、その関係で撤退するところもあるのかなという思いで、少し質問させていただきました。また、その辺、人の確保がこれからどんどん大変になってくるのだろうかというふうには思います。他、委員さん、いかがでしょう。
委員	看護小規模多機能型居宅介護が初めて登場したということですが、不勉強で細かいことかもしれないのですが、小規模多機能型居宅介護という事業所はたくさんありますね。そこと違う施設基準というか、こういう人を配置しなければいけないという部分と、目指している利用者像といいますか、こういうことをカバーするために、こういうのが展開されているという辺りを教えていただけたらと思います。
事務局	小規模多機能と、看護小規模多機能居宅介護の大きな違いということになりますと、小規模多機能に関しては、通い、泊まり、訪問という3つのサービスをバランスよく組み合わせて、サービスを提供するということになっていると思うんですけども、看護小規模多機能居宅介護に関しては、その訪問

	<p>の部分になるのですが、そこが看護または介護ということになっていて、看護職員の方が訪問するというところもあるということになります。主な指定基準のところでは申し上げますと、看護小規模多機能に関しては、人員のほうで基本的には常勤換算で2.5人以上看護職員、そのうち通いサービス及び訪問サービスは看護師または看護職員も1名以上配置するという形になっているので、そこが小規模多機能に関しては、看護師の配置は小規模多機能に関しては、基準ではないので、2.5人確保しないといけないという点で、医療系のニーズに応えるような形の基準にはなっています。そこが大きな違いになるかなと思います。具体的に、先ほどご質問のあった業者の利用者像ということになりますと、基本的にこの医療ニーズの高い利用者に対して、こういった泊まりとか、通いとか、訪問に関して、バランスよいサービスを提供して、医療的な側面から提供できるような形でやっていきたいということで、こういう看護職員だけでも対応がありますので、そういった方を対象にしていく予定にはなっています。</p>
委員	この夜間配置とかは、どうなっているのですか。
事務局	夜間往診に関しては、訪問サービス提供に関しては、2人以上配置が要ということになっています。
委員	簡単に言うと、夜、看護師さんが泊まっているのですか。
事務局	看護師さんの配置に関しては、明記はされていないので、訪問自体は看護師が行くとは限らないですけども、今回指定のあった、この事業所さんに関しては、指定時の時点では看護師の配置はしていただいていますので、その辺は事業所の考え方によるのかなとは考えています。
委員	医療ニーズが高いといったときに、通常パッと考え付くのは、吸引が要とか、夜間に痰を取らなくてはいけないとか、あるいは医療チューブがあるとか、そういう世界だろうと思われそうです。人工呼吸器が付いたら、ちょっとナースだけでは難しいかなと思うので。そうすると、夜間お泊まりになったときに、そこに24時間看護師が配置されているのですかということですか。
事務局	基準上はそこまでは求めてはいないので。
委員	では、夜間はひょっとしたらヘルパーさんしかいないかもしれないと。



事務局	そうですね。基準上では、そのようになっているので、そういった事業所さんも、他市さんではあるのかなと思います。
委員	そのときに、吸引ができるヘルパーさんとか、そういうのが配置されていなくてはいけないとか、そういうのもないですか。
事務局	そういうのもないです。喀痰吸引等に関しては届け出て、資格がある方に関しては、ヘルパーさんでも吸引はできることは可能にはなっているのですが、特に指定の要件とか、基準の要件で、そういったことを求めているわけではないです。
委員	簡単に言うと、夜間に吸引がある人がそこへ泊まるのは難しいと。
事務局	そうですね。事業所さんがそういう人員を配置しなければ難しい。
委員	国は求めてはいないのですね。
事務局	そうです。基準上では、そこまでは記載はされていないので。
委員	例えば在宅とかで言うと、そういう方がどこに行ったらいいのかというのは結構厳しいですね。ショートステイとかでも「夜は看護師がいません」というところが結構ほとんどなので。そうすると、病院のレスパイトケアしかなくなってしまうというのが現実です。あるいは、在宅で粘って、夜に看護師さんが行くとか、そういう世界しかなくなってくる。その看多機という、小規模多機能のその辺というのは私もちゃんと勉強していなかったもので、お聞きしました。
会長	はい、ありがとうございます。
委員	すいません。今、委員がご質問されていましてから、ある程度わかりましたが医師の連携というのはどうなっているのでしょうか。 岸和田には療養型の通所介護がないわけです。療養型の通所介護がやはり必要な人がいるわけで、そういう人たちがショートステイを利用するという場合は、ほとんど今ありませんでした。委員がさっき言われたように、あちこちで吸引ができないとかで。ですから、今この看護小規模多機能型介護が岸和田にできたということで、すごくうれしかったのですが、今言われたように夜の配置の問題で、常置していなかった場合は、してもらえない。お泊ま

	<p>りができるという制度でありながら泊まれないという実態になるのかなと思 いましたので。そして、急変時のドクターの依頼とかいうのもどうなるのか なと思いました。</p>
事務局	<p>主治医との関係で言いますと、基本的にこのサービスを受ける際には、主治 医の指示に基づいて適切な看護サービスが提供されるようにしなければなら ないということになっていますので、基本的に主治医の先生から、訪問看護 と一緒に、「こういった病状なので、こういったサービスを提供してくだ さい」というような指示書が交付されるので、それに基づいて、サービスが 提供されるような形になります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>私のほうの記憶で言うと、ここは有料老人ホームかな。経営されていて、そ れの併設ですので、基本的にそこの利用者の方が対象になるのかなというふ うには思っていますが。</p>
事務局	<p>そうですね。今、4階建ての建物になっていまして、1階部分がデイサービ スと看護小規模多機能と、あと、別法人ではあるのですが、ヘルパーの事務 所が並立していまして、2階が看護小規模多機能と有料老人ホーム、3階、 4階が有料老人ホームになっていますので、そういった構造で運営をされて います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。これから、いろいろとケアが必要な方が、地 域の中には出てくるわけで、こういった夜間体制も含めて、どうあるべきか というところが次の課題になってくるのかなと思っております。いずれにせ よ、主治医の指示書に基づいて、サービス提供というのが指示となってまい りますので、いわゆる保険あるいは介護との連携というところが、次のキー ワードになってくるだろうと、あらためて思っているところでもございます。 これは、介護保険と医療保険で、訪問看護サービスを利用する場合、優先は どちらだったでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的に、介護の方と医療の方で、末期のがんの方とか、一定の病気の方に 関しては、医療優先になる形にはなります。</p>
委員	<p>基本は介護ですよ。看護が重度化する場合は、医療に替わりますね。</p>

委員	<p>基本は厚生労働省が決めておくことで、簡単に考えてみたら、介護保険を受けておられる方であれば、末期がん、神経難病、それから人工呼吸器の装着状態、そういう方は基本、医療ですね。その他は、介護保険優先ですね。ただ、例えば、真皮を超える褥瘡とか、一時的な急性増悪とかで、主治医が指示をすれば医療に移ります。なので、基本はここで、医療依存度が高いというのが、いったい何を指しているのか、はっきりしないのですね。さっき言ったような、例えば、ショートステイをうまく利用しようと思ったら、夜間に吸引ができたり、そういう人の配置が絶対必要だと思うんですよ。岸和田市さんにそういう権限があるのなら、地域密着型とかいう世界で、そういうこともしてとって言えるのか。それか、国がこの程度の基準しか決めてないから、ご自由にどうぞというふうになるのかという辺りです。なので、何をしてほしいかです。この看護小規模多機能は、ないから1個つくろうというのはわかりますが、そうではなくて、看護小規模多機能でないといけないことをしていただきたいと。普通の小規模多機能はいっぱいあるのですから。なので、もしそうだとしたら、その医療依存度というところですね。医療依存度というのを、何で見るかというところで、難しいのですが、簡単に言って、ものでわかるのは、気管切開していて、痰を取らないといけないとか、あるいは、胃ろうからの注入があるとか、ドレーンがついていて何かしないといけないとか、そういったことだと思います。それを泊まってもできる体制を取るかどうかで、ここの値打ちは決まると思います。なので、せっかく市がお金を出すのであれば、例えば、そういうニーズに対して補完する。医療は病院に行けば、満たされるわけなので、ただ病院を今、そういうふうにするというのは、なかなか簡単ではないので、ショートステイですよね。こういう事業を利用したショートステイの中でやるとしたら、やっぱりそういうようなニーズはあるのだろうと思うので、もう一回、ぜひご検討いただけたらと、最後をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>基本には、府からはできないので、市独自で。</p>
事務局	<p>そうですね。岸和田市の地域密着型の条例に関しては、基本的に国の基準を引用してしまして、独自基準に関しては、もちろん設けることは可能な部分もありますし、絶対国の基準に従ってくれという部分もあります。独自基準を設けられるところで、岸和田市においては、サービス提供記録の保存年月日等に関しては、国では2年ですが、5年に変えていたりとか、そういったところで独自基準を設けている部分はあるのですが、先ほどご指摘してもらったところが、その市独自で基準を変えられるところなのかどうか、今の段階ではわかりません。</p>

会長	はい、ありがとうございます。またその辺りを変えられるのか、変えられないのか。変えられるものであれば、また検討していくことも可能かとは思いますが、あまり無理なものも難しいと思いますので、またよろしくお願いをしたいと思います。私のほうが勘違いしておりました。がん末期と、神経難病は、介護保険ではなくて医療が優先です。
委員	それから、人工呼吸器を装着している人とかは、医療保険になります。それ以外は介護保険が基本です。
会長	ありがとうございます。はい、他の委員の方、いかがでございましょう。ご質問はございますか。特にないようでしたら、次の議題に移りたいと考えますが、よろしゅうございますか。それでは、議題の4つ目ということになります。次は、「介護保険事業計画について」ということで、資料4を基に報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。
事務局	<b>【介護保険事業計画について 岸和田市第6期計画の取り組みの現状及び課題 事務局より資料説明】</b>
受託事業者	<b>【介護保険事業計画について 介護保険事業の実施状況 第7期計画策定支援業務委託事業者「以下、「受託事業者」とする。」より資料説明】</b>
受託事業者	<b>【介護保険事業計画について 第7期計画の概要と基本方針 受託事業者より資料説明】</b>
会長	はい、内容が盛りだくさんで大変なところでもございますが、まずは資料4-1、岸和田市の第6期の事業計画の取り組みの現状と課題というところで、ご質問等あればお伺いしたいなと思いますが、よろしいですか。 これは6ページの認知症のケアパスの配布数は500となっていますが、高齢者支援機関に配布したということですか。高齢者機関じゃないんですか。
事務局	そうですね。医療機関であったり、当然地域包括支援センターであったり、そういったところに配布させていただきます。
会長	それから、健康ポイント事業とはどんな事業なのですか。
事務局	健康推進課が昨年度から進めている事業になるのですが、健康に関して、何か市民の方が自主的に取り組めるような内容、例えば、毎日ウォーキングす

	<p>るであったり、毎食お野菜を食べるであったり、それぞれその方に合った健康目標を立てて、それを記録して行って、そういった記録をつけたり、あとは健康診断を受けていただいたり、あとは健康まつりとか、健康教室とか、そういった教室に参加されることで、ポイントをためていただいて、最終的に景品が交換できるというような。</p>
会長	<p>何かいい物をくれるんですか。</p>
事務局	<p>「いよやかの郷」の入浴券であったり、図書カードであったり、万歩計であったり、そういったものがあつたかと思います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。私のほうから聞きたかったのは、12ページの3のサービス事業者で、第三者評価はどれぐらい受けているのかということです。特に、情報開示は法的義務ですが、グループホームの外部評価とか、第三者評価を実施し、その結果を世間に公表することにより、介護サービスの質向上につながりましたとありますが、これはどれくらい、第三者評価を受けたのですか。</p>
事務局	<p>地域密着型サービスの中で、グループホームが8事業所ありますが、外部評価といいまして、大阪府のほうで指定されている事業者さんのほうで、適切にその事業所の運営状況についての評価を、第三者から見た評価を受けているものになっております。一応その結果については、ワムネットか何か、そういったところで公表されていたと思います。</p>
会長	<p>いえ、グループホームはわかっているのですが、他のところの施設が第三者評価はどれぐらい受けているのかという。それも法律で決まっているというような感じですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。申し訳ありません。調べておきます。</p>
大谷会長	<p>それから、事業所の実地指導がぐっと28年度に減っていますが、これは何か理由があるのですか。</p>
事務局	<p>28年度が24件ということで半減ぐらいという数字になっているのですが、広域で、5市1町で共同処理している中で、岸和田市内の事業所ではないのですが、他市の事業所において、取り消し案件がありまして、通常の実施と違い、監査ということで事業者のほうの全ての資料を押収した上で、どの点</p>

	<p>が不正であるとか、こういった点が、基準に反しているのということで資料を精査させてもらうということで、約半年間にわたっていろいろ事業所の方に来ていただいたり、そういった面で時間を要したので、その期間、通常の実施指導に行ける件数が半減してしまったということが原因であるのと、もう1点、29年4月から総合事業が開始になりましたので、その書類受け付けが、1月から2月、3月にかけて、広域のほうで行って、審査させていただいた件数が数百件程度あり、その書類の精査に時間がかかったため、件数が例年に比べて半減したということになります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょう。まず報告のところで、資料4-1で何かご質問とか、ここはどうなっているとかいうのがあれば。</p>
委員	<p>すいません、資料4の2ページですが、「街かどデイサービスにおける地域予防事業を実施し、利用者の健康づくり・介護予防を図っていきます」と書いておられるのですが、現在街かどデイを利用している方というのは、送迎のサービスもしておられたりとかして、すごく喜んでおられる方がたくさんいるのですが、次年度で、予算の計上もないというようなことをお聞きして、皆さん、困っているという声を聞いているのですが、それはどのようなになっているのかということをお聞きしたいと思います。それから、資料4-3の5ページのPDCAサイクルに基づいた計画の推進というふうになっているのですが、そこが聞き慣れない言葉なので詳細について教えていただきたいです。それから、資料4の給付費の収納率ですね。98.7%ということになっているのですが、この給付、収納していない場合のペナルティーがあると思うんですが、その人たちがサービスを利用しておられるのかどうか。そして、ペナルティーで大変な思いをしている方がおられるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。以上3点よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>街かどデイハウスですが、来年度以降も、予算要求は財政当局のほうにしていく予定です。ただ、事業内容を見せていただいて、従来どおりの予算要求をさせていただくかは、これから課内で検討して、財政当局のほうに上げて、財政当局のほうで査定するという形になりますので、来年度以降、ゼロになるということはないかと思います。以上です。</p>
会長	<p>はい、2点目、PDCAです。</p>
受託事業者	<p>資料の4-3の5ページのPDCAサイクルに基づいて計画の推進に対するお問い</p>

	<p>合わせかと思えます。PDCA サイクルというのが、P は Plan、計画ですね。D は Do、実行になります。C というのが Check、評価ですね。A は Act、改善という意味になります。日本語だけ言いますと、計画と実行と評価と改善という、一般的にはそういう形と言います。具体的には、自立支援、重度化防止に向けた取り組みというものが、今までもずっと行われてきているのですが、それを先ほどご紹介しました4つに基づいて、効果検証をしながら、再度次の事業に生かしていくという取り組みを進めていくことになります。その部分につきましては、同じ資料の3ページの真ん中ぐらいに、図で「データに基づいて地域課題の分析」から右のほうに、「インセンティブの付与」というところまでがあると思いますが、こういった流れに基づきまして、取り組みのほうを進めていくという大きな計画がございまして、PDCA というサイクルに基づきまして、評価効果を見ながら、最終的にはそういった取り組みが市町村ごとに評価をされる、財政的なインセンティブを付与されるというような取り組みまでつながっていくという計画になっております。</p>
<p>会長</p>	<p>3つ目、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3点目の給付制限の問いでしたが、納期限から1年以上前の滞納がある場合は、サービス費の償還払いといたしまして、サービスにかかった費用の全額を負担して、後に8割とか、9割の費用を返していただくという償還払いという制限と、2年以上前の滞納がある方については、その期間に応じて、サービスが給付額減額といたしまして、1割または2割の負担の人が、3割負担になる方がいらっしゃいます。その2つの制限があります。平成28年度で、そのサービス、制限がかかった人は、はっきりした数字はないのですが、償還払いになった人で、サービスを利用した人というのは1名だけいらっしゃいました。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>すいません。民間事業所ですが、ここの中の資料4-1のほうの14ページと、それから一番最後の最終のページ、資料4-3ですね。そこにも書かれているのですが、福祉介護人材確保の取り組みということでご検討いただいているとか、いろいろ議題に載せていただいているということは、本当に現実に対してのことかと私とも思います。これは、民間でしたら自分のところに求人を出して、そして、応募があつて採用してという、そういう話になるかと思いますが、こここのところで、まず14ページを見ましたら、29年2月に40名、7月14名ということになっています。それで事業所にその辺りの人材が必要ですかというようなことがアンケートで回ってくるのですが、こういうのは、果たして我々のほうにも回ってくるのでしょうか。本当に介護の人材の確保</p>

	<p>というのは想像する以上に大変なことで、我々もいろいろな手を尽くしながらやっていっていますが、これが新しい総合事業のものであるならば、金額的なこともレスしていかないといけない部分です。我々はももとのヘルパーを使ってやっているのですが、それは同じような金額でやっています。ですから、こういうことは提供、紹介していただけるのでしたら非常にありがたいなと思うのですが、その辺りの目安を教えてくださいたいと思います。以上です。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。生活援助サービス従事者養成研修受講者ということで、4月から総合事業を始めるにあたりまして、緩和型のサービスで始めております。それに人員基準を緩和した部分の従事者を養成する研修になっておりまして、29年の2月に40名、7月に14名ということで、2月のときはシルバー人材センターに登録されている会員さんが多く受講いただきまして、その方々はシルバー人材センターのほうで、今後従事者になっていくという形になっております。一方、7月に開催して、14名だったのですが、こちらの方々というのは、どちらかというと、年齢の若い方もいらっしゃいまして、シルバー人材センターの会員さんというよりも、事業所で働かれています方であったり、これから事業所に雇用してもらって、働く方が中心にいらっしゃったところなんです。そういった方々から、もう既に働いている方はもちろん研修を終えた上で、仕事に就いていらっしゃるのですが、まだ、お勤めではない方々もいらっしゃいましたので、今現在緩和型の事業所として指定を受けられて、参入されている事業所さんにアンケートを取らせていただいて、今、その人員基準を緩和した、この従事者の方々を募集していますかということで、アンケートで尋ねさせていただきました。回答いただいたのを見させてもらいますと、結構その受け入れ先が事業者さんである状況でしたので、今後実際に研修は受けていただいたのですが、まだ就職に至っていない方々に対して情報提供させようと共に、あと地域包括支援センターのほうにも生活支援コーディネーターがおりますので、就職のマッチングも含めて担っていただいておりますので、情報を提供させていただいて、せっかく受講していただいたので、仕事に結び付くように今後は進めていきたいと考えております。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員	<p>すいません、歯科医師会です。私どもは口腔、口の管理の専門という視点からの話になるのですが、当然皆さんもご存じのことと思いますが、よく言われている口腔ケアでこれから必要なことは、介護予防という位置付けで我々</p>



	<p>もう少し積極的に参入できるのではないかと、治療の前段階の予防という観点でもう少し力を注いでいきたいと考えています。前回の協議会のときにもお話しさせていただきましたが、今年度、口腔機能の向上教室の縮小というふうなことも言われてますので、今日、計画で見させていただきました、計画に沿っている3年間における口腔に対する取り組みは、どのように計画されているのでしょうか。ここにはそういうものが出てきませんが、高齢化率は30%を超えてくると。通常7の倍数と言われていて、14%で高齢、掛ける3の21%を超えると超高齢。日本の場合は、もう7の4倍になりますので、超々高齢、それをさらに超えているという現状を考えると、今後25年問題になると、さらにそれが進んでいくわけですので、支える側が本当に少なくなるので、それも含めて予防というところを重点的に考えて我々も行動を起こしていきたいと思っていますので、その辺で少し教えていただければでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。前回もご指摘いただきまして、ありがとうございます。介護予防の取り組みの中で、口腔に関する部分というのは、本当に柱の一つだと思っておりまして、まだ第7期計画で具体的にどうということをしていくのかというのは、これから検討させていただくのですが、今一つ決まっていることとして、前回も申し上げましたが、いきいき百歳体操は運動系なのですが、かみかみ百歳体操という口腔の運動の取り組みがありますので、そのDVDを今回いきいき百歳体操の分と併せまして作製をしております。来年30年度から、その辺をまた地域のほうに普及啓発ということで、口腔の取り組みを進めていきたいと思っておりますので、またいろいろと、ご指導いただけたら助かりますので、そのときはまたどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。</p>
委員	<p>あと、包括さんにもお願いしたいのですが、うちの歯科医師会のほうでは、もう以前より、在宅の口腔ケアステーションというのを立ち上げておりますので、そのポスターは見られたことがありますか。そういうふうな窓口というのを歯科医師会で一応設置させてもらっていますので、その辺も周知していただきまして、できたらもう少し利用していただければありがたいです。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員	<p>今、包括支援センターの活動内容を見せていただいたのですが、本当に介護予防としては、地域包括支援センターの活動がものすごく大事だと思います。</p>

	<p>それで、人口配分を見たりしますと、やっぱりこの6圏域では、すごく大変な事業ではないかなというふうに思います。包括支援センターが開設のときに、国、厚労省は、中学校区に1カ所ということが言われていたと思いますが、まだ岸和田は6圏域ということで、やはりちょっとハードではないかなと思うので、これから先、どのような形で進めていくのか、お聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>難しい質問ですが、今、公共施設のマネジメントということで、岸和田市全体でいろんな庁舎の統合であったり、廃止であったりということを進めているところでもありますので、正直、新しい施設をとというのが非常に難しい状況ではあるかと思えます。ただ、委員のご指摘のとおり、本来はやっぱり中学校区程度で、地域で見守っていくというのが一番最適な方法ではあるかと思えますので、遠い将来になるかとは思いますが、その辺はもちろん見据えた上で、ここを考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。厚生労働省のほうが、丸ごと中学校区1カ所というふうな方針は出しております。その辺りと、介護保険あるいは障害者福祉サービス計画、それから児童のほうの機関、子ども家庭センターとの連携をしながら、中学校区に一つできるかどうかということが、これからのポイントになってくるのかなというふうに思っております。できるだけ、地域に近いところで支える仕組みがあるほうが住民にも安心ですし、さまざまな人にもいいのではないかなというふうに考えているところでございます。予定の案件のところ、ご意見をたくさんいただきました。貴重なご意見を生かす形で、次の委員会にまとめて、また報告をさせていただくということになるかと思えます。取り急ぎ、4つの案件は資料4まで行きました。5で、その他はありますか。事務局のほうで何かありますか。</p>
事務局	<p>いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。次回3回目の会議になりますが、12月1日金曜日になります。10時開会を予定しておりますので、お忙しいとは存じますが、ご予定のほうよろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	<p>つぎは、素案は出ますか。</p>
事務局	<p>第3回については、この第7期計画の素案を出させていただいて、検討していただきます。その後、それを完成させまして、1月にパブリックコメントを実施予定でございます。それを受けまして、その次の4回目が2月中ごろ</p>

会長	<p>にもう一度会議を持たせていただきまして、一応計画案を完成させるということになってきますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、今事務局から報告がありましたように、第3回目で、次の計画の素案が出てまいりますので、ぜひご参集いただき、ご意見を賜ればというふうに思っております。12月1日午前10時ということでございますので、出席方、よろしく願いをしたいと思っております。それでは、今日の案件については全て終了いたしました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。長い時間になりましたが、いろいろご意見をいただきました。また参考にさせていただきましていろいろ検討してまいりますので、引き続きいろいろとご指導、ご意見をよろしく願いしたいと思います。また次回12月1日あらためてご案内差し上げますが、どうぞ参加のほう、よろしく願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>